

会員の皆様へ

事務連絡  
令和6年3月11日

平塚市生きがい事業団

## マスクの着用の個人判断について

国からは昨年3月にマスクの着用について、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします」との個人の判断を基本とする指針が示されました。

しかしながら、当事業団の当面の対応としては、一定の条件下や必要な場面で、引き続きマスクの着用を会員の皆様にお願いしてきました。今般、この対応方針を見直し、令和6年3月11日より上記指針のとおり、**マスク着用については会員の皆様の個人の判断に委ねるもの**と改めます。

なお、マスク着用を求められる特別な場合や、就業先（店舗や施設）などからの指示がある場合は、その指示に従ってください。

以上

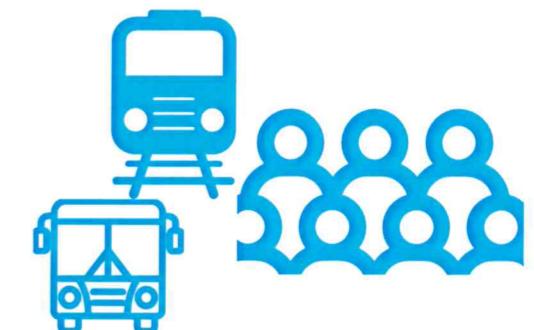
これまで屋外では原則不要、室内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

## マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

## 周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

## ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です

高齢者



基礎疾患有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

